

資料

■ 第4次総合計画後期基本計画策定経過

月 日	内 容 等
H18. 3. 1	総合計画策定委員会 ・第4次総合計画後期基本計画策定プランについて
3月～4月	町民意向調査 ・アンケートの実施
3.13～3.31	前期基本計画成果等の調査 ・各課より調票の作成・提出
5. 30	総合計画専門部会 ・後期基本計画策定シートについて
5.30～6.30	後期基本計画素案の作成 ・各課より計画シートの作成・提出
6. 8	総合計画審議会（第1回） ・会長、副会長の選任について ・第4次総合計画後期基本計画策定プランについて ・アンケート調査の結果概要について
8. 17	総合計画専門部会（教育・文化部門会議） ・後期基本計画素案について
	総合計画専門部会（行財政部門会議） ・後期基本計画素案について
8. 18	総合計画専門部会（生活・環境部門会議） ・後期基本計画素案について
	総合計画部門会（産業部門会議） ・後期基本計画素案について
8. 21	総合計画専門部会（保健・福祉部門会議） ・後期基本計画素案について
10. 2	総合計画策定委員会 ・後期基本計画原案について
11. 2	総合計画審議会（第2回） ・第4次総合計画後期基本計画（案）の諮問 ・第4次総合計画後期基本計画（案）について
11. 21	総合計画審議会（第3回） ・第4次総合計画後期基本計画（案）の答申内容について ・第4次総合計画後期基本計画（案）の答申
12. 1	定例庁議 ・第4次総合計画後期基本計画の決定

■八千代町総合計画審議会条例

昭和43年12月10日
条例第30号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、八千代総合計画審議会（以下「審議会」という。）をおく。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、八千代町総合計画の策定その他の実施に関し、必要な調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会委員（以下「委員」という。）の定数は次のとおりとし、町長が任命する。

- (1) 町議会議員 5人
- (2) 学識経験者 6人
- (3) 一般市民 5人
- (4) 町職員 4人

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をおく。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 審議会の議事は、出席人員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課が担当する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施工する。

附 則（昭和46年条例第7号の2）

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年条例第3号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第1号）抄

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第11号）抄

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

■八千代町総合計画審議会委員名簿

(敬称略/平成18年12月末現在)

	委員名	摘要	備考
会長	上野政男	八千代町議会議員	
副会長	中山勝三	八千代町議会議員	
委員	中川智夫	八千代町議会議員	
委員	篠山誠	八千代町議会議員	
委員	水垣正弘	八千代町議会議員	
委員	小島由久	学識経験者	
委員	増山信一	学識経験者	
委員	秋葉一	学識経験者	
委員	浅沼仁	学識経験者	
委員	柴久喜真	学識経験者	
委員	野村高広	学識経験者	
委員	諏訪洋一	住民代表	
委員	鈴木孝三	住民代表	
委員	菊隆義	住民代表	
委員	野口昭一	住民代表	
委員	安江孝之	住民代表	
委員	澤木薫	総務課長	
委員	水垣進	産業課長	
委員	生井光男	都市建設課長	
委員	関好太郎	教育次長兼学校教育課長	

平成18年11月2日

八千代町総合計画審議会
会長 上野政男 殿

八千代町長 大久保 司

八千代町第4次総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

別紙、八千代町第4次総合計画後期基本計画(案)について、八千代町総合計画審議会条例第2条の規程により、貴審議会の意見を求めます。

平成18年11月21日

八千代町長 大久保 司 殿

八千代町総合計画審議会
会長 上野政男

八千代町第4次総合計画後期基本計画（案）について（答申）

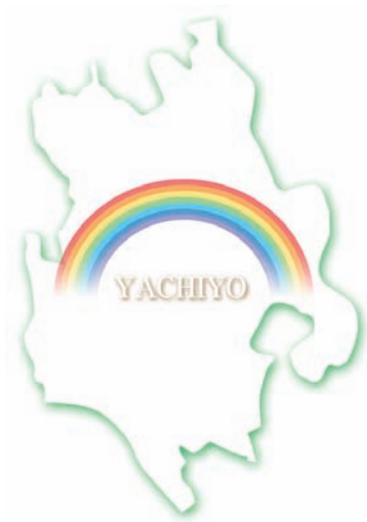
平成18年11月2日付けで諮問のあった八千代町第4次総合計画後期基本計画（案）について、慎重に審議を行った結果、その内容は適切であると認め、ここに答申します。

なお、本計画の策定及び推進にあたっては、下記の意見に十分留意されるよう要望します。

記

1. 施策の推進にあたっては、厳しい財政状況を考慮し、限られた財源で効率的かつ計画的な事業の実施を図られたい。
2. 基幹産業である農業の振興については、大規模な担い手農家の育成や後継者の確保、生産体制の整備充実を図るとともに、小規模経営農家に対する対策や生きがい対策など、総合的な施策の推進に努められたい。

また、少量・多品目の農産物を生産する高齢者や女性などの小規模経営農家については、作物の周年栽培の促進や直売施設を活用した組織づくりなどの体制整備を図るとともに、地産地消の取り組みについて進められたい。



八千代町第4次総合計画後期基本計画

平成19年3月発行

■発行／茨城県八千代町

■編集／八千代町役場企画財政課

〒300-3592 茨城県結城郡八千代町大字菅谷1170

■印刷／八千代印刷有限会社